

米原ゴルフ倶楽部研修会 細則

1. (キャプテン)

関東倶楽部対抗及びフレンドリーマッチ等のキャプテンは、研修会会長がこれにあたる。
ただし、会長は代行者を選任することができる。

2. (関東倶楽部対抗およびフレンドリーマッチ)

関東倶楽部対抗競技およびフレンドリーマッチ代表選手は、本会会員とし関東倶楽部対抗およびフレンドリーマッチ選手選考規定により選出する。

3. (年会費)

年会費は、12,000円とし全額前納とする。

- ① 年度途中入会の場合は、入会日より月割りにて年会費を徴収する。
- ② 年度途中で退会したものは、既納の年会費の返還を請求することができない。

4. (参加料)

参加料は、2,000円とし研修会開催当日に支払わなければならない。

ただし、役員会が必要と判断した時は、参加費を増減することができる。

役員会が参加費の増減を決定した時は、速やかに会員に通知しなければならない。

5. (プレーティー)

プレーティーは、年齢に拘らず同一ティーとし、役員会が指定したティーからプレーしなければならない。

但し、女性研修会員のプレーティーは、別途役員会が指定する。

6. (表彰及び代表選手選考対象基準ポイント)

成績優秀者を表彰し、下記の基準に基づき関東倶楽部対抗等の代表選手選考対象基準となるポイントを付与する。

- ① 表彰： グロス成績及びネット成績上位者
- ② 授与する賞金は、役員会において決定した額とし、参加者数および会の財務状況により変更することが出来る。
- ③ グロススコア最上位の者に15ポイントを付与し、以下次順位者に1ポイントずつを減じたポイントをその順位に応じて付与する。
同スコアの場合は、マッチングスコアカード方式により順位を決定する。

7. 原則としてエントリーの申し込み期限は、1週間前とし且つ当日のキャンセルは、参加料相当額を徴収する。

8. 研修競技会において、無断欠場および正当な理由なくして途中棄権した場合は、次月の競技の参加資格を失う。
9. 研修会参加者は、研修競技会終了後に開催する研修会ミーティングには、必ず出席しなければならない。
欠席する場合は、事前に会長又は役員にその旨を伝え承認を得なければならない。
無断欠席者は、前項の規定に準ずる。
また、いかなる理由であっても研修会ミーティングの欠席者は受賞資格を失う。
ただし、ポイントは付与する。

以 上